

厚木市優良建設工事等表彰要綱 新旧対照表

新	旧
<p>(欠格事項)</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、<u>工事等を行った年度の初日から表彰を行う日の前日までの間に厚木市工事請負契約に係る競争入札の参加停止及び指名停止等措置要綱（平成2年4月1日施行）に基づく参加停止又は指名停止の措置の要件に該当することが判明したときは、表彰の対象としない。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(欠格事項)</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、表彰の対象としない。</p> <p>(1) 評定要綱第5条に規定する工事成績採点表の<u>考查項目に、工事にあつてはd以下、工事に係る委託にあつてはcの評価があるとき。</u></p> <p>(2) <u>工事等を行った年度の初日から表彰を行う日の前日までの間に厚木市工事請負契約に係る競争入札の参加停止及び指名停止等措置要綱（平成2年4月1日施行）に基づく参加停止又は指名停止の措置の要件に該当することが判明したとき。</u></p>